

平成26年1月28日

各 位

会社名株式会社ウィル

代表者名 代表取締役社長 岡本 俊人

(コード番号:3241)

問合せ先 役職・氏名

代表取締役 友野 泉

電 話 0797-74-7272

<u>証券取引等監視委員会による当社に関する情報受領者の内部者取引に対する</u> 課徴金納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社に関する情報受領者に対して、金融商品取引法違反(インサイダー取引規制違反)の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

株主・投資家をはじめとする関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の内容

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象である情報受領者は、当社が平成24年11月26日に行った株式の分割に関する未公開事実を知り、当該事実が公表される前に、当社株式5株を買い付けたものです。

勧告では、この行為が金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項または第3項の規定に 違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。なお、この違反行為 に対し、情報受領者が、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は60万円であります。

2. 当社の今後の対応について

当社では、インサイダー取引管理規程の制定、並びに社内啓発を目的とした研修等の実施により、内部 者取引の未然防止を含めたコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。

そのような中で、当社上場株式の取引者が勧告を受けたことは誠に遺憾であり、内部者取引にかかる情報管理・売買管理体制を見直し、インサイダー取引管理規程及びコンプライアンスの順守について、その周知・徹底を図るとともに、引き続きインサイダー取引規制を含めたコンプライアンスに関する教育を徹底して、再発防止に努めてまいります。

以上